告示

○国家公安委員会告示第三十一号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十五日

国家公安委員会委員長　山岡　賢次

一　社団法人島根県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人島根県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人島根県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十三年四月一日

二　社団法人神奈川県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人神奈川県猟友会

(二)　変更後の名称　公益社団法人神奈川県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十三年六月二十日

○政治資金適正化委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年十一月十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	登録年月日
四〇四一	二三、一〇、二八	藤本　英二
四〇四二	二三、一〇、二八	金木　修二
四〇四三	二三、一〇、二八	河野　拓
四〇四四	二三、一〇、二八	小田代信行

○政治資金適正化委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年十一月十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一七八〇	天埜　靜喜	二三、八、一九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○国税庁告示第二十八号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人産業クラスター研究会	神奈川県横須賀市光の丘八番三号YRPベンチャー棟二〇九号	木下　武	平成二十三年十一月十六日から平成二十八年十一月十五日まで
特定非営利活動法人ジャパンハート	東京都台東区台東一丁目三番六号セントオフィス秋葉原十階	吉岡　秀人	平成二十三年十一月十六日から平成二十八年十一月十五日まで
特定非営利活動法人トラ・ゾウ保護基金	東京都港区虎ノ門二丁目五番四号末広ビル五階	李　久美	平成二十三年十一月十六日から平成二十八年十一月十五日まで

○国税庁告示第二十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十五日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人海塾の項中「榎本　茂」を「能瀬　興一」に改め、同表特定非営利活動法人ジェイエイチピー学校をつくる会の項中「ジェイエイチピー学校をつくる会」を「ＪＨＰ・学校をつくる会」に改め、同表特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンの項中「東京都港区南青山三丁目八番三七号第二宮忠ビル内」を「東京都千代田区九段南四丁目七番地一六号市ヶ谷ＫＴビルＩ内」に改め、同表特定非営利活動法人ユニフェム日本国内委員会の項中「ユニフェム日本国内委員会」を「ＵＮ　Ｗｏｍｅｎ日本国内委員会」に改める。

○厚生労働省告示第四百三十三号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者は、平成二十四年三月三十一日までの間、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）第九号に掲げる者のほか、住居の損壊その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者を含むものとする。

平成二十三年十一月十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第四百三十四号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十七号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年十一月十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　健康保険法施行令第四十三条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成十四年厚生労働省告示第二百九十二号）

二　国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成十四年厚生労働省告示第二百九十五号）

三　船員保険法施行令第十条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成十四年厚生労働省告示第二百九十六号）

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成二十年厚生労働省告示第二百二十八号）

○農林水産省告示第二千二百六十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十一月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の動物用生物学的製剤基準の適用については、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第二千二百六十七号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十一月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十八号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十一月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦